

低年齢児保育促進・障害児保育事業実施要綱

(趣旨)

第1 私立の保育所、幼保連携型認定こども園及び保育所型認定こども園の保育所部分（以下、「保育所等」という。）において低年齢児や障害児の受け入れや一歳児保育を手厚く行うための保育士又は保育教諭（以下、「保育士等」という。）加配に伴う経費を補助することで、職員の処遇改善及び児童の健全育成の向上を図ることを目的とする。

(定義及び内容)

第2 この要綱において、次の事業を低年齢児保育促進・障害児保育事業とする。

- 1 低年齢児保育促進事業（内容は、別添1のとおり）
- 2 障害児保育事業（内容は、別添2のとおり）

(事業を実施する手続き)

第3 各事業の実施については、別添に定めるところによるものとする。

別添1

低年齢児保育促進事業実施要綱

(趣旨)

第1 低年齢児の受入に積極的に取り組む保育所等において、低年齢児の心身発達の特性に応じた保育を安定的に実施できるよう、担当する保育士等を確保し、低年齢児の受入の促進を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2 本事業の実施主体は、市町村（政令指定都市及び中核市を除く。以下同じ。）とする。

(事業の内容)

第3

1 一歳児担当保育士雇用費

保育所等において、児童福祉法施行条例（平成24年埼玉県条例第68号。以下、「条例」という。）に規定する保育士等配置基準のうち、一歳児担当保育士等について、子ども・子育て支援法第19条1項第3号認定（以下、「3号認定」という。）の一歳児4人につき1人の割合で配置し、一歳児入所の需要等に対応すること。

なお、本事業は、昭和58年1月21日埼玉県児童福祉審議会答申「埼玉県における今後の保育行政の在り方について」に基づき、3号認定の一歳児4人に対し保育士等1人を配置することにより、一歳児の心身発達の特性に応じた保育の実施を図るものである。

2 乳児途中入所促進事業

前年度3月1日現在に比して当該年度当初(4～6月)の各月初日の3号認定の乳児が減少する保育所等において、年度当初にあらかじめ乳児担当保育士等を確保し、年度途中入所の需要等に対応すること。

(事業の実施手続)

第4

1 市町村の長は、毎年度、事業を実施するに当たっては、実施保育所等について知事に十分協議を行うものとする。

2 この実施要綱の要件に適合する保育所等である旨の必要な書類を整備しておくこと。

(費用)

第5

1 市町村は、本事業を実施するために必要な経費を実施保育所等に支弁すること。

2 市町村が実施する事業に対して、県は別に定めるところにより補助するものとする。

(留意事項)

第6 第3の2の事業を行うに当たっては、当該保育所等の4～6月の各月初日の乳児担当保育士等数が条例に規定する保育士等数に足りているものであること。

別添2

障害児保育事業実施要綱

(趣旨)

第1 障害児の受け入れに積極的に取り組む保育所等において、障害児の心身発達の特性に応じた保育を安定的に実施できるよう、保育士等を加配し、障害児の処遇の向上を図るために必要な補助をすることにより、実施保育所等の拡大を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2 本事業の実施主体は、市町村（政令指定都市及び中核市を除く。以下同じ。）とする。

(実施保育所等)

第3

1 対象児童

本事業の対象となる児童は、次の(1)及び(2)に該当する児童であること。

(1) 子ども・子育て支援法第19条1項第2号認定（以下、「2号認定」という。）及び3号認定の障害児であって、集団保育が可能で日々通所できるものであること。

(2) 「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」（昭和39年法律第134号）に基づく特別児童扶養手当の支給対象障害児（所得により手当の支給を停止されている場合を含む。）を除き、次の各号のいずれかに該当する児童であること。

ア 「身体障害者福祉法」（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定に基づき、身体障害者手帳の交付を受けている児童

イ 「療育手帳制度について」（昭和48年9月27日厚生省発児第156号通知）に基づき、療育手帳の交付を受けている児童

ウ 「発達障害者支援法」に規定する発達障害を有すると医師から診断された児童

エ その他前各号のいずれかと同等程度の障害を有すると、児童相談所等の公的機関から認められた児童

2 対象保育所等

(1) 対象保育所等は、第3の1に該当する障害児を受け入れている保育所等であること。

(2) 対象保育所等においては、障害児の保育について知識・経験等を有する保育士等の配置や障害児の特性に応じて便所等の設備整備及び必要な遊具等の購入等の受入れ体制の整備に努めること。

(事業の実施)

第4

1 障害児3人に対し、1人以上の割合で保育士等を配置すること。

2 受け入れる障害児の数は、それぞれの保育所等において集団保育が適切に実施できる範囲内の人数とすること。

3 保育所等における障害児の保育は、障害児の特性等に十分配慮して、障害のない児童との混合により行うこと。

(事業の実施手続)

第5

- 1 市町村の長は、毎年度、事業を実施するに当たっては、実施保育所等について知事に十分協議を行うものとする。
- 2 この実施要綱の要件に適合する保育所等である旨の必要な書類を整備しておくこと。

(費用)

第6

- 1 市町村は、本事業を実施するために必要な経費を対象保育所等に対し支弁すること。
- 2 市町村が実施する事業に対して、県は別に定めるところにより補助するものとする。

(留意事項)

第7

- 1 市町村は、第3の1に該当する児童である旨の確認を行うこと。
なお、確認のため、保護者等から提出を受けた手帳の写し又は診断書等については、当該事業以外の用に供することのないようにするとともに、これにより知り得た児童の障害等の内容が他に漏洩することのないよう十分に注意すること。
- 2 市町村は、第3の1の(2)のエについて、児童相談所等に対し判定書の交付を依頼する場合は、保護者に、当該事業の趣旨や当該事業以外の用に供することの一切ないことなど十分に説明を行い、事前に判定書作成の合意を受けること。
なお、既に交付を受けている判定書に記載されている児童の状況に変更がないことを、嘱託医等の判断により確認できる場合は、毎年度判定書の交付を必要としないこと。